

レクサス充電ステーションゲスト 利用規約

レクサス充電ステーションゲスト利用規約（以下「本規約」といいます）は、トヨタコネクティッド株式会社（以下「TC」といいます）が提供する「レクサス充電ステーションゲスト」（以下「本サービス」といいます）の利用に関する決まりを定めたものです。

第1章 総則

第1条 （定義）

本規約において使用する次の用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。

- (1) 本サービス：本規約に基づき、日本国内において、契約者（本条第7号）に対して提供される、レクサス充電ステーションに係る予約サービスをいいます。
- (2) 対象車両：メーカーを問わず、CHAdeMO規格に対応した電動車（次号で定義します）をいいます。
- (3) 電動車：電気自動車（BEV）及びプラグインハイブリッド車（PHEV）をいいます。
- (4) 充電器：トヨタ自動車株式会社（以下「TMC」といいます）が管理、運営する「レクサス充電ステーションゲスト」向けの充電器をいいます。
- (5) 充電ステーション：充電器が設置されているすべての施設をいいます。
- (6) 対象者：TOYOTA アカウント利用規約の登録ユーザーであり、本サービスへの任意の個人の登録者をいいます。なお、法人は本サービスの利用登録をすることはできません。
- (7) 契約者：対象者のうち、本規約に基づき、本サービスの利用に関し、TCとの間で利用契約（次号で定義します）が成立した者をいいます。
- (8) 利用契約：本規約第3条に基づき、TCと契約者との間で成立する本サービス利用に関する契約をいいます。
- (9) 利用車両：契約者が所有又は利用等する権限を有する車両をいいます。
- (10) 本利用料金：本規約の別紙に定める本サービスの充電器利用料金をいいます。
- (11) 情報通信端末：TCが推奨する機種及びOSのスマートフォン又はWebブラウザをいいます。
- (12) 販売店：TMCがトヨタの車両を販売することを許諾した販売店（トヨタ店、トヨペット店、カローラ店、ネッツ店、レクサス店、トヨタモビリティ店等）。

第2条 （適用）

1. 本規約は、契約者とTCとの間の本サービスの利用に係る一切の關係に適用されます。
2. TCは、本サービスに関して、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下「個別規約」といいます）を設けることがあります。これらの個別規約はその名称のいかんにかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定が、前項の個別規約と矛盾する場合には、個別規約において特段の定めのない限り、個別規約の規定が優先されるものとします。

第3条 (利用登録)

1. 本サービスを利用するにあたっては、初回の利用に先立ち利用登録をしていただく必要があります。利用契約は、対象者が本規約に同意の上、TCの定める方法によって利用登録の申請を行い、TCがこれを承認したときに成立するものとします。
2. TCは、所定の基準に従い、前項に基づき登録申請を行った対象者の登録の可否を判断します。TCは、対象者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由については、一切の開示義務を負いません。対象者は、あらかじめこれを承諾します。
 - (1) 本規約に同意しない場合
 - (2) 本規約違反などにより本サービスの利用資格が取り消されたことがあることが判明した場合
 - (3) 利用登録の申請に際して虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (4) 未成年者、成年後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかである場合
 - (5) 対象者の指定したクレジットカードによる決済が不可能であるか、又はクレジットカード会社などにより利用の停止又は制限の措置が取られていることが判明した場合
 - (6) 本利用料金のいずれかの支払いを怠っていることが判明した場合
 - (7) 第26条(反社会的勢力の排除)に違反する事実が判明した場合
 - (8) その他、利用登録を承認することが相当でないと判断した場合
3. 前項の登録審査にあたり、TCが必要な資料の提供を求めた場合は、対象者はこれに応じるものとします。

第4条 (登録情報の変更)

1. 契約者は、前条第1項に基づく本サービスの利用登録の申請の際に契約者が登録した契約者の氏名、メールアドレス、自動車登録番号標(ナンバープレート)、電話番号、クレジットカード情報その他の登録情報に変更があった場合、所定の方法に従い、速やかに変更後の情報をTCに通知するものとします。
2. 契約者が前項の通知を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、TCはこれについて一切の責任を負いません。

第5条 (委託)

TCは、契約者に対して提供する本サービスの全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

第6条 (禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならないものとします。

- (1) TC又は第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為
- (2) TC又は第三者の名誉又は信用を棄損する行為
- (3) TCに対して虚偽又は不正確な事実を提供する行為

- (4) 著しく粗野又は乱暴な行為
- (5) 本サービスの提供に係る充電ステーション、充電器及び関連設備機器・システム等を破損、損傷、分解し、不必要に操作・使用し、又は乱暴に扱う行為
- (6) 充電ステーションにおける長時間のアイドリング、空ぶかし、カーステレオの大音量での使用等の迷惑行為
- (7) 対象車両以外の物へ充電する行為
- (8) 第13条（本サービスの利用）第2号に定める予約を行った充電ステーションの利用時間（以下「予約利用時間」といいます）外において充電ステーション又は充電器を利用する行為
- (9) 第13条（本サービスの利用）第2号に定めるを行った区画以外の場所において駐車又は充電を行う行為
- (10) 第16条（予約のキャンセル）第2項に定める無断（自動）キャンセルを故意にする行為
- (11) 充電ステーションにおいて、ビン、缶、紙くず、雑誌、吸い殻その他のごみを放置し、又は充電ステーション若しくは充電器を汚損し、若しくは不衛生な状態にする行為
- (12) 充電ステーションにおける営業、宣伝、広告、署名活動、募金活動、飲酒、洗車、喧嘩、集会等、他の契約者若しくは近隣の迷惑となる行為
- (13) 前各号に定めるほか、法令又は公序良俗に反する行為
- (14) 本規約の他の規定に違反する行為
- (15) その他、TCが不適切と判断する行為

第7条 （本サービスの提供の停止等）

1. TCは、以下のいずれかの事由があると判断した場合、契約者に事前に通知することなく本サービスの内容を変更し、又は本サービスの全部もしくは一部の提供を停止もしくは中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスにかかる保守点検又は更新を行う場合
 - (2) 地震、落雷、噴火、洪水、津波、土砂崩れその他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、放射能汚染、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・コンピュータ・通信回線等の事故、他の契約者による明渡遅延、その他の不可抗力（以下、「不可抗力」といいます）により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となった場合
 - (3) 本サービスの運営に供されるシステム又は機械の故障又は不具合及び他の契約者又は第三者の車両による充電ステーションの占拠により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となった場合
 - (4) その他、TCが本サービスの提供が困難と判断した場合
2. TCは、前項に基づく本サービスの変更又は本サービスの提供の停止もしくは中断により、契約者又は第三者が被ったいかなる不利益又は損害について、一切責任を負いません。

第8条 （利用制限及び登録抹消）

1. TCは、契約者が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、契約者に対して、本サービス

の全部若しくは一部の利用を制限し、又は契約者としての登録を抹消することができるものとします。

- (1) 本規約又は個別規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) TC からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
 - (4) 本サービスについて、最終の利用から一定期間利用がない場合
 - (5) 本利用料金の支払債務の不履行があった場合
 - (6) 第 16 条（予約のキャンセル）第 3 項に定める場合
 - (7) 第 26 条（反社会的勢力の排除）に違反する事実が判明した場合
 - (8) その他、TC が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
2. TC は、前項に基づく利用制限又は登録抹消により契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 9 条 （解約）

1. 契約者は、利用契約の解約を希望する場合、TC 所定の手続により TC に届け出るものとします。解約の効力は、TC に解約の届出が到達した時点で生ずるものとします。この場合、TC は、既に支払われた本利用料金の払戻しは一切行いません。
2. 前項に従い、契約者が解約を届け出た場合において、契約者が TC に対し債務を有する場合、契約者は、直ちにその全額を TC に支払うものとします。

第 10 条 （責任制限）

1. 本規約の他の規定にかかわらず、TC の責めに帰すべき事由により、契約者に損害が生じた場合は、その賠償額は、TC に故意又は重大な過失がある場合を除き、7,200 円を上限とします。
2. TC は、本サービスに関して、契約者と第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等について一切責任を負いません。

第 11 条 （契約者の損害賠償責任）

契約者は、その責めに帰すべき事由により、本サービスの利用に起因又は関連して、TC 又は他の契約者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第2章 本サービスについて

第12条 (本サービスの内容)

本サービスには以下のサービスが含まれます。

- (1) 充電予約サービスの利用登録
- (2) 充電ステーションの予約
- (3) 充電ステーションの利用

第13条 (本サービスの利用)

本サービスの利用は、それぞれ以下の手順によるものとします。

- (1) 充電予約サービスの利用登録

TCが指定する情報を入力し、かつ本規約へ同意いただくことにより、利用登録が完了します。

- (2) 充電ステーションの予約

TCが指定する予約サイト(web)(以下「予約サイト」といいます)に所定の方法でログインし、必要な操作を行っていただくことにより、充電ステーションを予約することができます。予約の詳細は予約サイトからご確認いただけます。

- (3) 充電ステーションの利用

充電ステーションの予約を完了した状態で、充電ケーブルと電動車を接続し、充電器の操作を行う事で充電が開始されます。充電が完了すると充電完了通知がメールで届きます。

第14条 (利用環境の整備)

1. 契約者は、自己の責任と費用負担において、本サービスを利用するために必要な車載機、通信機、その他の周辺機器及び通信環境を整えるものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用(予約サイトへのアクセスを含みます。)にあたって必要となる一切の通信費を負担するものとします。

第15条 (利用料金)

1. 契約者は、第13条(本サービスの利用)に定める本サービスの利用にあたり、本利用料金として別紙に定める金額を、利用登録時に登録したクレジットカードにより、TCに対して支払うものとします。
2. 前項の本利用料金の支払いに使用するクレジットカードは、契約者本人の名義のものに限るものとし、他人のクレジットカードの利用又は虚偽のクレジットカードの情報の入力その他の不正な行為を行ってはならないものとします。TCは、契約者が不正行為を行った場合、これにより生じた損害の賠償を当該契約者に求めることができます。

3. 契約者が第1項に定める本利用料金の支払いを遅滞した場合、契約者は、すみやかにTC指定の方法により利用料金を支払うとともに、支払いが遅滞した期間に応じて年14.6%の割合による遅延損害金をTCに支払うものとします。
4. 本利用料金は、予約時間にかかわらず、実際に充電器で給電した時間に基づいて計算されます。なお、充電時、登録車両の状態によっては車両側が、安全確保のため又は電費/燃費効率向上のため、一定時間給電を受け付けない場合がありますが、別表に定める本利用料金は発生します。
5. 本利用料金は、原則として返金しません。
6. TCは契約者に対し、充電完了後にご利用内容を記載した充電完了通知を電子メールにて通知します。
7. 充電ステーションの利用にあたり、充電ステーションの施設管理者の定める駐車料金その他施設利用料（以下、「施設利用料等」といいます）が必要な場合、契約者は、利用料とは別途、施設管理者の定める施設利用料等を、施設管理者に対して支払うものとします。施設利用料等の詳細は、こちら (<https://lexus.jp/models/bev/charging/>) からご確認ください。充電ステーションの利用や施設利用料等の支払い等につき、契約者と施設管理者との間で紛争が発生した場合、当該紛争は契約者と施設管理者との間で解決されるものとし、TCは、一切の責任を負いません。

第16条（予約のキャンセル）

1. 契約者は、以下の各号に定める時間内に限り、契約者自身の情報通信端末から本サービスによる予約をキャンセルすることができます（以下「キャンセル可能時間」といいます）。
 - (1) 予約利用時間が60分以内の場合
予約時から予約した充電開始時刻の15分後までの間
 - (2) 予約利用時間が61分以上の場合
予約時から予約した充電開始時刻の60分後までの間
2. 前項に定める予約のキャンセルがなされず、かつ、キャンセル可能時間内に充電が開始されない場合、無断（自動）キャンセル扱いとなります。
3. 前項に基づく無断（自動）キャンセルの回数が2回に達した場合、事前の通知なく、本サービスの利用は制限されます。利用制限の解除を希望される場合には、第24条（お問い合わせ先）記載のお問い合わせ先にお問い合わせください。ただし、事情により利用制限の解除に応じられない場合があります。

第17条（充電器の利用）

1. 充電器の利用時間は、予約利用時間内のみとします。
2. 会員は、本規約、本サービスの利用に関しTCが定める規定、充電器の使用上の注意事項及び充電ステーションに掲出された注意事項等に従い、対象車両を充電ステーションに駐車の上、充電器を利用することができるものとします。これらを遵守せず充電器を利用したことに起因又は関連して生じた損害について、TCはいかなる責任も負いません。
3. 契約者は、充電器の利用に際して、対象車両のタイマー充電機能（充電開始セット等）、リモートエアコン機能（エアコン開始時間セット、遠隔操作でのエアコンセット等）をあらかじめ解除するか、又は使用しないものとします。タイマー充電機能又はリモートエアコン機能を解除せず充電器を利用し

た場合、充電ができないことや正しい充電時間が計測されないことがあります。

4. 契約者は、充電開始前にパワー（イグニッション）スイッチを必ず OFF にし、充電器のケーブルを確実に対象車両の充電インレット（充電口）に接続（かん合）したことを確認した上で充電を開始するものとします。パワー（イグニッション）スイッチを OFF にせず充電を開始した場合や、充電器と対象車両の接続（かん合）が不十分な場合には、充電ができないことや正しい充電時間が計測されないことがあります。
5. 前二項の他、車両設定の影響により、充電器が対象車両に接続されたすべての時間において充電が行われていない場合や、正しい充電時間が計測されない場合があります。この場合であっても、原則として、実際に充電器で給電した時間は本利用料金が発生します。

第 18 条（不正駐車）

1. 第 13 条（本サービスの利用）第 2 号に定める予約を行っていない契約者が、充電ステーション又は充電器を使用していることが判明した場合、同号に定める予約を行った区画以外の場所に駐車をしていることが判明した場合、予約利用時間外に充電ステーション又は充電器の利用を行っていることが判明した場合、その他充電ステーション又は充電器を不正に使用している（以下、総称して「不正駐車」といいます）場合には、TC、販売店等の充電設備の設置者・所有者及び充電設備の設置場所の土地の管理者（以下、総称して「設置者等」といいます）は、警察に通報するとともに、当該車両を他の場所へ移動することができるものとします。
2. TC は、前項の移動が行われたことにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 19 条（免責）

1. TC は、充電ステーション内における車両又はその積載物の盗難、紛失又は毀損について一切責任を負いません。
2. TC は、充電ステーションの契約者又はその同伴者が、他の契約者若しくはその他の第三者の行為又は充電ステーション内に存在する車両若しくはその付属物若しくは積載物に起因して被った損害、前条に定める不正駐車による入出庫妨害、その他充電ステーション内で発生した TC の責めに帰することのできない事由に起因して被った損害について、責任を負いません。
3. TC は、次の各号の一に該当するときは、そのために生じた契約者の損害について一切の責任を負いません。
 - (1) 利用車両に起因するトラブルで本サービスの利用ができなかったとき
 - (2) 充電器の不適切な利用に伴う事故又は事象により損害が発生したとき
 - (3) 不可抗力により本サービスの利用ができないとき
 - (4) 契約者が届出た登録情報の内容に誤りがある場合又は第 4 条に基づく変更届出を行っていないなど、契約者の登録情報の不備により、TC からの通知又は連絡が遅延し又は到着しなかったことにより損害が生じたとき
 - (5) 契約者の指定したクレジットカードなどが無効であるか、又はクレジットカード会社などにより利用の停止又は制限の措置が取られていることにより損害が生じたとき

- (6) 契約者の指定したクレジットカード会社のシステム障害等その他の TC の責めに帰することのできない事由により損害が生じたとき
 - (7) 契約者が第 17 条に定める充電器の利用方法に従わなかったことにより、充電が行われなかったとき
 - (8) その他、本サービスの全部又は一部が利用できないことにつき、TC に帰責事由が認められないとき
4. 充電ステーション内に残置された物について、設置者の判断のもと、設置者等において 1 か月間保管し、所有者による引取りがなされない場合には、所有者は当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、設置者等が任意に処分することができるものとします。この場合、TC は、設置者等が残置物を処分したことにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 3 章 一般条項

第 20 条 (本規約の変更)

1. TC は、必要と判断した場合には、いつでも本規約を変更することができるものとします。
2. 本規約を変更する場合、TC は、TC のウェブサイト又は TC が適切と判断する方法により、契約者に対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。
3. 本規約の変更後、本サービスの利用を開始した場合には、当該契約者は変更後の規約に同意したものとみなします。
4. 前項の場合、契約者は、変更後の利用規約に基づく本サービスの利用に係る個人情報（第 15 条に定める本利用料金の支払方法等の情報を含みます。）の変更後のサービスへの引継ぎに同意したものとみなします。

第 21 条 (個人情報の取り扱い)

1. 1. TC は、利用契約を通じて取得した契約者の個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）であり、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます）第 2 条に規定する情報をいいます。以下同じ）を、本規約、TC の「個人情報保護方針」（<https://toyotaconnected.co.jp/privacy/>）、並びに個人情報保護法その他関連法令に基づき、適切に取り扱います。
2. TC は、利用契約を通じて取得した契約者の個人情報を、以下の各号に定める利用目的の範囲内で利用します。
 - (1) 本サービス提供（充電ステーションの位置情報の検索、充電ステーションの予約、契約者への課金等）のため
 - (2) 本サービスに関する情報の通知のため

- (3) 本サービスの問い合わせへの対応のため
 - (4) 本サービスの企画開発・向上のため
 - (5) 本サービスの利用状況等に関する統計情報の作成及び提供のため
 - (6) 契約者の契約同意履歴を管理するため
 - (7) 充電ステーションにおける利用車両の識別、利用車両が本サービスの予約利用時間を超過して駐車した場合の現地状況の確認、充電器の不具合発生時の確認のため
 - (8) 本規約記載の方法による、第三者に対する提供のため
3. TC は、各サービス窓口へのお問い合わせ及びご相談内容について、通話のモニタリングや録音をして、以下の目的に使用します。
- (1) お問い合わせ内容の確認
 - (2) 契約者対応の品質及び契約者満足度向上
4. TC は、次の各号に定める提供先に対し、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で項目に含まれる個人情報、車両の位置情報データ、本サービスの利用状況を以下に定める提供方法に従い提供することがあります。TC は、契約者より当該契約者を識別できる個人データの第三者への提供停止を求められた場合は、第三者への提供を停止します。
- (1) 提供先：TMC
- ① 提供先利用目的
 - (a) 車両・商品・サービス等についてのご案内
 - (b) 車両・商品・サービス等の企画・開発又は品質向上の為の活用
 - (c) 契約者に、車両・商品の企画・開発あるいは契約者満足度向上策等の参考にする目的で行うアンケート調査の実施
 - (d) 車両の位置情報データを活用した匿名化措置の施された統計情報の販売・提供
 - (e) TMC によるサービスの提供
 - (f) お問い合わせへの対応
 - (g) 第 21 条に掲げる目的
 - ② 項目
氏名、電話番号、メールアドレス、ID、パスワード、本サービスの利用状況、契約期間、利用車両の自動車登録番号標（ナンバープレート）、車両の位置情報等
 - ③ 提供方法
データの送信、記録媒体での送付、書類での送付、口頭（電話）、またはアクセス権を与える方法
- (2) 提供先：販売店
- ① 提供先利用目的
 - (a) 車両・商品・サービス等についてのご案内
 - (b) 車両・商品・サービス等の企画・開発又は品質向上及びマーケティング分析
 - (c) 契約者に、車両・商品の企画・開発あるいは契約者満足度向上策等の参考にする目的で行うアンケート調査の実施
 - (d) 車両データのうち位置情報を活用した匿名化措置の施された統計情報の販売・提供
 - (e) 不正駐車への対応
 - (f) 残置物への対応
 - (g) お問い合わせへの対応
 - ② 項目

氏名、電話番号、メールアドレス、ID、パスワード、本サービスの利用状況、契約期間、利用車両の自動車登録番号標（ナンバープレート）、車両の位置情報等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付、書類での送付、口頭（電話）、またはアクセス権を与える方法

(3) 提供先：設置者等

① 提供先利用目的

(a) 不正駐車への対応

(b) 残置物への対応

(c) お問い合わせへの対応

② 項目

氏名、電話番号、メールアドレス、ID、パスワード、本サービスの利用状況、契約期間、利用車両の自動車登録番号標（ナンバープレート）等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付、書類での送付又は口頭（電話）

(4) 提供先：充電器メーカー及び充電器管理システム事業者

① 提供先利用目的

充電器保守及び問い合わせ対応、充電器・商品・サービス等の企画・開発もしくは品質向上、又は電動車普及推進のため

② 項目

氏名、電話番号、メールアドレス、ID、本サービスの利用状況、車両状態情報（バッテリー残量、バッテリー温度、警告の表示情報等、充電車両の状態に関するデータ等）、充電状態情報（充電開始/終了時刻、充電時間、充電電力量等、充電の状態に関するデータ等）等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付又は書類での送付又は口頭（電話）

5. TC は、本条第 2 項第 7 号に定める目的のために、充電ステーションに設置されたカメラによって、利用車両の自動車登録番号標（ナンバープレート）及び充電ステーションの利用状況に関する情報を取得します。

6. 契約者は、本サービスの提供に必要な個人情報の TC への提供に同意しない場合、本サービスの提供を受けることができません。

第 22 条（個人情報の問い合わせ等）

1. 対象者及び契約者の個人情報に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

【レクサス充電ネットワークサービスサポートデスク】

TEL 0120-565-008 受付時間 24 時間（365 日年中無休）

2. 事業者及び個人情報保護管理者は以下のとおりです。

【事業者】

トヨタコネクティッド株式会社

【個人情報保護管理者】

レクサス充電ステーションゲスト事業担当部門長

〒 460-0003 名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階

Mail:info@mail.toyotaconnected.co.jp

URL :https://www.toyotaconnected.co.jp/

第 23 条 (電子メール)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたって、電子メールを受信する場合には、自己の責任においてこれを行うものとします。
2. TC 所定の方法を用いて、所定の回数メールを送信した結果、契約者に当該メールが届かない場合には、TC はメールの送信を停止します。これにより、契約者が不利益を受けた場合であっても、TC は何らの責任を負いません。

第 24 条 (お問い合わせ先)

本規約及び本サービスに関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

【レクサス充電ネットワークサービス サポートデスク】

TEL : 0120-565-008 受付時間 24 時間 365 日

第 25 条 (通知又は連絡)

契約者と TC との間の通知又は連絡は、TC の定める方法により行うものとします。TC は、契約者から、所定の方式に従った変更届出がない限り、登録されている連絡先が有効なものとみなして、当該連絡先へ通知又は連絡を行い、発信時に契約者に到達したものとみなします。

第 26 条 (反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、自己（契約者が法人である場合においてはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含みます）又は代理人もしくは媒介者（以下「関係者」といいます）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 契約者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 本サービスの利用に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません）をし、又は暴力を用いる行為

- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて TC の信用を毀損し、又は TC の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準じる行為

3. 契約者が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、TC は、何らの催告を要することなく利用契約を解除して、本サービスの提供を中止することができます。かかる解除に起因して契約者に何らかの損害が生じた場合であっても、TC は、契約者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第 27 条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、利用契約にかかわる契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第 28 条（準拠法及び合意管轄裁判所）

1. 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
2. 契約者と TC との間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(付則) 2024 年 6 月 17 日制定

別紙

1. 本利用料金（税込価格）

レクサス充電ステーションゲスト Web サイト

(https://lexus.jp/models/bev/charging_station/visitor/login/) をご参照ください。

2. 利用料金について

- ・ 利用時間が1分未満の場合であっても1分として算定されます。
- ・ 充電時、登録車両の状態によっては車両側が、安全確保のため又は電費／燃費効率向上のため、一定時間給電を受け付けない場合があります。その場合でも、本利用料金は発生します。
- ・ 本利用料金は、1回の充電の都度、契約者に対して請求されます。充電完了時に送信されるメール記載の本利用料金をお支払いください。
- ・ 本利用料金は原則として返金されません。
- ・ 通信環境等により、本サービスの予約サイトに表示される時間と実際の充電時間が異なる場合があります。充電完了時に送信されるメールをご確認ください。

3. 支払方法及び支払期日

利用登録時に登録したクレジットカードによりお支払いください。従量制の本利用料金の決済日は、原則として充電終了日当日となります。引落日はご利用されるカード会社へお問い合わせください。